

○志賀町既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱

平成23年4月1日

告示第103号

改正 平成24年9月4日告示第50号

志賀町既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱（平成20年志賀町告示第91号）
の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、志賀町既存建築物耐震改修工事費等事業に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、志賀町補助金等交付規則（平成23年志賀町規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 既存建築物 木造既存建築物及び特定建築物をいう。
- （2） 木造既存建築物 在来軸組構法、伝統的構法又は桝組壁構法による木造の住宅（所有者が自ら居住する住宅に限る。）で、昭和56年5月31日以前に建築され、又は工事に着手したものをいう。
- （3） 特定建築物 社会福祉施設及び教育施設をいう。
- （4） 耐震診断 木造住宅の耐震診断と補強方法（国土交通省住宅局建築指導課監修、財団法人日本建築防災協会発行）に則して行う診断をいう。
- （5） 耐震設計 耐震診断に基づき行う既存建築物の地震に対する安全性の向上を目的とした設計をいう。
- （6） 耐震改修工事 耐震設計に基づき行う既存建築物の地震に対する安全性の向上を目的とした補強又は改修の工事をいう。

（対象となる事業及び補助金の目的）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、次条に定める対象となる者が行う町が定めた耐震改修促進計画に基づく既存建築物耐震改修工事費等事業とし、補助金は、当該事業の実施に要する経費の一部に対し予算の範囲内においてこれを交付することにより、地震による建築物の倒壊等の災害を未然に防

止し、もって町民の安全を確保することを目的とする。

(対象となる者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、既存建築物を所有する者のうち当該既存建築物の耐震診断、耐震設計、及び耐震改修工事を行う者で、かつ、国の補助金交付決定を受けているものとする。ただし、木造既存建築物に係る耐震診断は除くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する既存建築物の耐震改修工事については、当該耐震改修工事に係る補助金を交付しないことができる。

(1) 国、地方公共団体その他公共団体が所有している既存建築物の耐震改修工事

(2) 過去にこの告示の規定により補助金の交付を受けた既存建築物の耐震改修工事

(3) 他の補助制度による補助金その他これらに準ずるものの交付の対象となる既存建築物の耐震改修工事

3 町長は、第1項の規定にかかわらず、対象となる者及びその同一世帯内の親族が、次の各号のいずれかを滞納しているときは、補助金の交付対象者とししないことができる。ただし、分納誓約等により、適正かつ確実な納付が見込まれるとき又は町長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(1) 志賀町税条例（平成17年志賀町条例第54号）第3条に規定する町税

(2) 志賀町国民健康保険税条例（平成17年志賀町条例第128号）第1条に規定する国民健康保険税

4 世帯主が給与所得のみの場合は世帯主の年間収入総額が900万円以下、その他の場合は世帯主の年間所得金額（年間収入総額から控除額を差し引いたもの）が690万円以下の者。（ただし、耐震改修工事に限る。）

(対象となる事業等)

第5条 この告示の対象となる事業、対象事業項目並びに補助率及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、別表により算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項の規定により補助金の交付の申請をしようとする者（以下

「申請者」という。)は、補助金等交付申請書(様式第1号)を事業を実施しようとする日の20日前までに町長に提出しなければならない。

2 規則第3条第2項の規定による添付書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 耐震診断の場合

- ア 事業計画書
- イ 収支予算書
- ウ 位置図
- エ 建築物の登記事項証明書又は家屋課税明細書
- オ 建築基準法第6条の確認済証又は同法第7条の検査済証若しくは建築基準法に適合することを証するもの
- カ 現況平面図
- キ 見積書の写し
- ク 町税等納付状況調査同意書

(2) 耐震設計の場合

- ア 事業計画書
- イ 収支予算書
- ウ 補強計画図その他補強方法を示す書類
- エ 補強後の耐震診断総合判定
- オ 見積書の写し
- カ 町税等納付状況調査同意書(耐震診断と同一年度の場合は不要)

(3) 耐震改修工事の場合

- ア 事業計画書
- イ 収支予算書
- ウ 現況平面図
- エ 耐震改修工事見積書の写し
- オ 工事費全体の見積書の写し
- カ 町税等納付状況調査同意書(耐震診断又は耐震設計と同一年度の場合は不要)

(交付の条件)

第7条 補助金は、規則第5条の規定に基づき、次に掲げる事項を条件として交付す

るものとする。

- (1) 事業の内容の変更又は事業に要する経費の配分の変更（第11条に規定する軽微な変更を除く。）をする場合には、町長の承認を受けるべきこと。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、町長の承認を受けるべきこと。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに町長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) 事業の完了により相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の全部又は一部を町に納付すべきこと。
- (5) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保存しなければならないこと。
- (6) 事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。

(決定の通知)

第8条 町長は、規則第6条の規定により補助金の交付の決定をしたときはその決定の内容及びこれに付した条件を、交付しない旨の決定をしたときはその旨及び理由を、補助金等交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、速やかに当該申請者に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条第1項の規定により申請を取り下げることができる期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から15日以内とする。

(変更等の承認)

第10条 規則第8条第1項の規定により町長の承認を受けようとするときは、事業計画変更等承認申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、当該申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、町長が特にその必要がないと認めたときは、これを省略させることができる。

- (1) 変更事業計画書
- (2) 変更収支予算書
- (3) その他町長が必要と認める書類

3 町長は、第1項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、当該申請

が適正であると認めたときは、承認の決定をし、補助金等交付決定変更等通知書（様式第4号）により、速やかに当該補助事業者等に通知しなければならない。

（軽微な変更の範囲）

第11条 規則第5条第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- （1） 補助金の交付の目的及び条件に反しない計画の変更
- （2） 補助金の額に影響を及ぼさない範囲の経費の変更
- （3） 補助対象経費の総額の20パーセント以内の減額をする変更

（事業が予定の期間内に完了しない場合等の報告）

第12条 規則第5条第3号の規定により町長の指示を求めるときは、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 規則第13条第1項の規定により事業が完了したときは、その日の翌日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月末日のいずれかの早い期日までに補助事業等実績報告書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、その期日を変更することができる。

2 規則第13条第2項の規定による添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 耐震診断の場合
 - ア 事業報告書
 - イ 収支決算書
 - ウ 耐震診断結果報告書の写し
 - エ 耐震診断に係る契約書又は請求書の写し
- （2） 耐震設計の場合
 - ア 事業報告書
 - イ 収支決算書
 - ウ 設計書の写し
 - エ 耐震設計に係る契約書又は請求書の写し
- （3） 耐震改修工事の場合

ア 事業報告書

イ 収支決算書

ウ 施工箇所ごとの施工前、施工中及び施工完了後を確認できる写真

エ 耐震改修工事に係る契約書又は請求書の写し

(補助金の額の確定)

第14条 町長は、規則第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、補助金等交付額確定通知書（様式第6号）により当該補助事業者等に通知しなければならない。

(補助金の交付)

第15条 規則第16条の規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者等は、補助金等請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成24年9月4日告示第50号）

(施行期日)

1 この告示は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の志賀町既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）後に申請のあったものから適用し、施行日前に申請のあったものについては、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

対象となる事業	対象事業項目	補助率及び補助金の額	
		木造既存建築物	特定建築物
既存建築物耐震改修工事費	耐震診断		補助対象経費の総額の3分の2で、かつ、予算の範

等事業			内とする。ただし、 800,000円を上限とする。
	耐震設計	補助対象経費の総額の3分の2で、かつ、予算の範囲内とする。ただし、100,000円を上限とする。	補助対象経費の総額の3分の2で、かつ、予算の範囲内とする。ただし、700,000円を上限とする。
	耐震改修工事	補助対象経費の総額の3分の2で、かつ、予算の範囲内とする。ただし、700,000円を上限とする。 なお、補助金の交付にあたっては、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額を差し引いて、交付するものとする。	補助対象経費の総額の3分の2で、かつ、予算の範囲内とする。ただし、1,400,000円を上限とする。